

特定複合観光施設区域整備への取組に関する決議案

本案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月9日

大阪市会議長 片山 一步 様

提出者

前田 和彦	福田 武洋	永井 啓介	荒木 肇
南 隆文	須藤 奨太	木下 吉信	森山 よしひさ
石川 博紀	鈴木 理恵	渕上 浩美	

(別紙)

特定複合観光施設区域整備への取組に関する決議

2022(令和4)年3月に本市会での議決を経て、同年4月に国へ認定の申請を行った「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」が、本年4月に日本で初めて国土交通大臣から認定を受け、大阪・夢洲がIRを整備していくエリアに決定した。

IRはポストコロナにおいてインバウンドを拡大させ、観光立国を実現するために必要不可欠なものであり、コロナ終息後の日本経済を牽引し、大阪・関西の持続的な成長のエンジンとなるものである。

夢洲において、2025年の大阪・関西万博を成功させ、その後続くIR事業の安定的かつ継続的な実施により、万博開催後の関西圏の発展や我が国の成長に寄与するとともに、日本の魅力を世界に発信する観光拠点となることが期待される。

よって本市会は、今後、必要な手続きを確実に進め、ギャンブル等依存症などの懸念事項をはじめ、国が条件として示す7項目の各事項に対する万全の対策を講じながら、公費負担の上振れを避け、府市一体で、大阪・夢洲における世界最高水準の成長型IRの実現に向けて着実に取り組んでいくことを求めるものである。

以上、決議する。

令和5年6月 日

大阪市会